商品・製品等の販売行為に伴う「狭山・入間川と源義高」の

デザイン使用に関する規程

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和４年４月１日施行

（趣旨）

第1条　この規程は、狭山市観光協会が池原昭治氏の著作物である「狭山・入間川と源義高」イメージデザイン（以下「本件デザイン」という。）を用いて、商品・製品等の販売行為の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用の許可）

第２条　本件デザインを使用しようとする者は、あらかじめ会長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も同様とする。

２会長は、前項の規定により許可をする場合において、条件を付すことができるものとする。

（使用許可の期間）

第３条　本件デザインの使用許可の期間は、使用を許可した日から起算して３年間とする。

２使用許可の期間満了後において、引き続き本件デザインを使用とするときは、改めて前条の許可を受けなければならない。

（使用許可の制限）

第４条　会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件デザインの使用を許可しないものとする。

（1）本件デザインの使用によって誤認または混同を生じるおそれがあると認めるとき。

（2）本件デザインのイメージを損なうおそれがあると認めるとき。

（3）立体物で、その表現が本件デザインの立体物と認められないとき。

（4）宗教的行事、政治活動等に使用するとき。

（5）その他本件デザインの使用が適当でないと認めるとき。

（使用許可の取消し）

第５条　会長は、第２条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

（1）使用者がこの規程またはこの規程に違反したとき。

（2）使用者が第２条第２項の使用の許可の条件に違反したとき。

（3）前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

２会長は、使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（使用料）

第６条　本件デザインの使用料は、無料とする。

（目的外使用および権利譲渡の禁止）

第７条　使用者は、第２条の許可を受けた事項以外の目的に本件デザインを使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転嫁することができない。

(二次使用権)

第８条 使用者は、二次的著作物を創作するときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない、許可を受けた事項を変更する場合も同様とする。

(商標登録等)

第９条　使用者は本件デザイン及び本件デザインを含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

（その他）

第１０条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。